

建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令（平成十一年建設省令第十三号）第二十二條第一項の規定により近畿地方整備局長から通知があったので、同條第三項の規定により一般財団法人なら建築住宅センターに係る建築基準法（昭和二十五年法律第二百一號）第六條の二第一項及び第七條の二第一項の規定による指定を令和二年四月一日付けで取り消した。

令和二年四月三日

奈良県知事 荒井正吾